

## 平成24年度鳥取県環境影響評価審査会（第3回）次第

日時：平成24年10月3日（水） 午後2時から4時頃

場所：鳥取県議会棟3階 特別会議室（鳥取市東町1-220）

1 開会

2 議題

東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）の環境影響評価準備書について

3 その他

4 閉会

### 〔資料〕

|     |                  |
|-----|------------------|
| 資料1 | 審査会（第2回）委員意見の概要  |
| 資料2 | 審査会委員からの追加質問     |
| 資料3 | 事務局からの確認事項       |
| 資料4 | 準備書に対する知事意見素案の項目 |

### 〔参考〕

|     |                      |
|-----|----------------------|
| 参考1 | 県常任委員会（9月21日開催）での議事録 |
| 参考2 | 県議会議員からの意見事項         |

（配布済み）

東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業にかかる環境影響評価準備書及び概要版、並びに資料

（本件に関するお問い合わせ）

環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 後藤田、吉田

電話：0857-26-7876

ファクシミリ：0857-26-8194

E-mail: kankyurikken@pref.tottori.jp

平成24年度鳥取県環境影響評価審査会（第3回）出席者名簿

鳥取県環境影響評価審査会委員

| 氏名                 | 所属                  | 役職  | 専門分野                            | 出欠 |
|--------------------|---------------------|-----|---------------------------------|----|
| おかざき まこと<br>岡崎 誠   | 鳥取環境大学<br>環境学部      | 教授  | 大気環境、環境政策                       |    |
| ますだ たかのり<br>増田 貴則  | 鳥取大学<br>工学部         | 准教授 | 水循環、流域管理、GIS、非特定汚染源、廃棄物循環       | ×  |
| しみず かつゆき<br>清水 克之  | 鳥取大学<br>農学部         | 講師  | 灌漑排水、農地水門、水資源管理                 | ×  |
| こだま よしのり<br>小玉 芳敬  | 鳥取大学<br>地域学部        | 教授  | 河川地形、堆積相解析、地形実験、砂礫の破碎摩耗、流域の土砂収支 |    |
| かどの あつのぶ<br>角野 貴信  | 鳥取環境大学<br>環境学部      | 講師  | 土壌学、植物栄養学、物質循環                  |    |
| あかだ たまみ<br>岡田 珠美   | 鳥取県生物学会             | 会員  | 動物・植物                           |    |
| ながまつ だい<br>永松 大    | 鳥取大学<br>地域学部        | 准教授 | 植物生態、個体群動態、生物多様性の保全、希少種、自然攪乱    |    |
| たはら まり<br>田原 麻里    | 米子工業高等専門学校<br>物質工学科 | 准教授 | 植物生理、植物組織培養                     | ×  |
| たかはし ちぐさ<br>高橋 ちぐさ | 鳥取大学<br>地域学部        | 教授  | 野生高等植物、ゲノム、遺伝子、生物教育、科学教育        |    |
| おくら ひろか<br>小椋 弘佳   | 米子工業高等専門学校<br>建築学科  | 助教  | 景観、地域・都市計画                      | ×  |
| なかだ ゆうこ<br>仲田 優子   | グリーンコープ生協とっとり       | 理事  | 自然との触れ合い活動                      |    |
| おおにし かずなり<br>大西 一成 | 鳥取大学<br>医学部         | 助教  | 公衆衛生学                           |    |
| おだ てつや<br>小田 哲也    | 鳥取大学<br>工学部（特別委員）   | 准教授 | 内燃機関、液体燃料、微粒化、燃焼特性、有害排出物質       |    |

9名

(事業者)

6名

|             | 出席者               |
|-------------|-------------------|
| 東部広域行政管理組合  | 事務局次長 山本雅宏        |
|             | 事務局次長兼生活環境課長 松長俊和 |
|             | 生活環境課建設推進室長 稲村明仁  |
|             | 生活環境課建設推進室主任 金岡浩史 |
| 八千代エンジニアリング | 環境計画部 主任 貞森一範     |
|             | 環境計画部 主任 立林泰典     |

(事務局)

9名

| 担当課      | 出席者                          |
|----------|------------------------------|
| 生活環境部    | 部長 中山貴雄 次長 三木文貴              |
| 環境立県推進課  | 課長 白石祐治、課長補佐 後藤田拓也、衛生技師 吉田篤史 |
| 水・大気環境課  | 係長 奥田益算、衛生技師 木下博登            |
| 循環型社会推進課 | 課長補佐 荒金 美斗                   |
| 公園自然課    | 係長 岸田淳                       |
| 農林水産部    |                              |
| 水産課      | 課長補佐 宮永貴幸                    |

鳥取県環境影響評価条例  
(平成10年12月22日鳥取県条例第24号) (抜粋)

(準備書についての知事の意見)

- 第19条 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
- 3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案し、前条の書類に記載された意見に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

(法の対象事業についての意見)

- 第38条 知事は、法第10条第1項又は法第20条第1項の意見を述べようとするときは、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

第10章 鳥取県環境影響評価審査会

(設置)

- 第40条 この条例の規定によりその権限に属する事項を調査審議させるため、鳥取県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

- 第41条 審査会は、委員15名以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

- 第42条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

- 第43条 審査会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

- 第44条 審査会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第45条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審査会は、委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第46条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 3 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

- 第47条 審査会の庶務は、生活環境部において処理する。

(運営に関する細則)

- 第48条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

## 鳥取県環境影響評価審査会公開規程

平成12年9月12日  
鳥取県環境影響評価審査会

### (趣旨)

第1条 この規程は、鳥取県環境影響評価条例第48条の規定に基づき、鳥取県環境影響評価審査会（以下、「審査会」という）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の公開)

第2条 審査会は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合で公開により調査審議に支障が生じると審査会が認めるときは、非公開とする。その際、会議の冒頭に会長が委員に諮って、公開又は非公開の決定をするものとする。

- ① 希少な動植物に係るもの、企業秘密にかかるものなど鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報が含まれる事項について、調査審議を行う場合。
- ② 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合。

### (公開の方法)

第3条 審査会は、前条の非公開の決定をした場合を除き、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることとする。

- 2 傍聴の定員は5人以上とし、会場の収容人員に応じて適宜増員するものとする。

### (傍聴の手続)

第4条 傍聴は、先着順に定員に達するまで認めることとする。ただし、定員を超えて傍聴希望者がある場合で、傍聴希望者が資料又は傍聴席がないことを了解した場合、可能な範囲で、できるだけ傍聴を認めることとする。

- 2 傍聴希望者が非常に多数であり、先着順による対応が困難であることが予想される場合、前項によらず抽選により傍聴者を定めることができる。
- 3 傍聴の受付は、原則として、会議開催当日に会場で会議開催の10分前から行うこととする。

### (傍聴要領)

第5条 傍聴要領は、別紙1のとおりとする。

### (会議開催案内)

第6条 会議の開催を周知するための会議開催案内は、別紙2のとおりとする。

### (雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

### 附則

この規程は、平成12年9月12日から適用する。

## 傍聴要領

### 鳥取県環境影響評価審査会

#### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに、受付を行ってください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 会議を傍聴される方は、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

#### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

#### 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、発言しないことはもとより、拍手その他の方法により、可否を表明したりしないでください。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないでください。ただし、審査会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。

## 審査会（第 2 回）での委員意見の概要とその事業者回答

|  |
|--|
| <p><b>【委員意見】</b><br/>         ホンゴウソウは、県のレッドデータリストの絶滅危惧 類で、土地改変により最大 100%の消失の可能性があるが生息地が新設緑地であり、できる限り消失を回避する配慮はできないか。</p>   |
| <p><b>【事業者回答】</b><br/>         まだ造成範囲等が決まっていないため、できる限り影響が出ない形でやっていきたい別の場所にも生存しているので種の保存としてはできると思う。</p>   |
| <p><b>【委員意見】</b><br/>         カスミサンショウウオなどの動物はピオトープへ移殖し、産卵の有無等の確認を事後調査で行うようだが、成否はどのように評価するのか。また利用しなければ、失敗になると思うが、その場合の評価はどうするのか。</p>   |
| <p><b>【事業者回答】</b><br/>         数値目標はない。基本的には地域の生物層の維持する観点から実施する対策であり、事前に居たもの、居た種類が事後も生息できているという状況をもって、一応は環境保全措置として機能していると判断する。両生類については、産卵場所重要であり、1個体でも産卵若しくは幼生が見られれば、地域の個体群が維持されると考えられる。</p> |
| <p><b>【委員意見】</b><br/>         土壤汚染のダイオキシンの蓄積は、除草剤によるものとあるが、このデータは公表されているのか。</p>  |
| <p><b>【事業者回答】</b><br/>         八頭の施設組合についてのデータであるが、ダイアグラム分析による由来調査で除草剤によるものが公表されている。</p>   |
| <p><b>【委員意見】</b><br/>         疫学分野では、微小粒子による健康影響が注目されているが、健康影響が出るかどうか、客観的に分からない中で住民の声にどのように対応していくのか、住民へのフォローを検討する余地はあるか。</p>   |
| <p><b>【事業者回答】</b><br/>         住民合意が出来ていない中で、話をするのは難しいので、事例紹介させて頂く。環境管理協定にかかる住民との話し合いの中で、健康管理や不安を訴える声があり、住民の健康への不安は払拭しなければならないので、検査等を実施した例がある。</p>   |
| <p><b>【委員意見】</b><br/>         事後調査にある 1 年のモニタリングと法に基づく測定以外に予定はないか。1 年後の事後調査で分からない部分もあると思われ、住民も危惧しているようだが。</p>  |
| <p><b>【事業者回答】</b><br/>         一般論として法定基準とは別に住民との合意による遵守基準を定め協定を結ぶ。その中で土壤や水質の測定等をしてほしいということであれば、任意約束として実施することになる。</p>  |

## 審査会委員からの質問事項

## 大気の流動と汚染物質の拡散の計算方法の質問事項

- (1) 計算の方法についての確認ですが、代表点の風速から、風速の空間分布を求め、それを用いて有害排出物の拡散の計算を行っているという理解でよいのか？

**【事業者の回答】**  
 長期平均濃度の予測は、拡散計算式として有風時にブルーム式、弱風無風時に対してはパフ式を用いている。  
 ブルーム式とは、風下に連続して流されていく移送や拡散の現象をブルームという煙の流れ、煙流としてとらえており、それが連続して拡散される状態を予測する。また、パフ式は、ブルームモデルの煙流を細切れにして、一つ一つの煙の塊、煙塊として、それが移流、拡散される状態を予測するもの。いずれも、発生源の強度や流れの場が一定の状態を前提としている。  
 この式を用いて風向別や風速別、大気安定度別に拡散計算を行い、年間の気象観測結果からそれぞれ気象の出現頻度を整理した上、加重平均によって年間の平均値を算出している。  
 また、この予測手法は、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査指針（H18年）、ごみ焼却施設アセスメントマニュアル（S61年）に示されているとともに、環境省の窒素酸化物総量規制マニュアルや火力発電所の電力施設の予測にも広く使われているもので、年平均値のような長期平均値予測の手法としては実績のあるものである。  
 なお、指摘のあった流体数値解析手法は、現在、大気汚染分野では研究レベルで確立された手法というものはない。また、この手法は、主に建物の周りとか谷とかそういった複雑地形での特殊な予測を行うもので、予測する範囲が広域で、年間の平均値を求めようとする今回のケースでは通常用いられていない。

- (2) 風速の空間分布は流体数値解析の手法で行ったものと思うが、このような理解でよいのか？

この場合、計算領域（東、西、高度）、計算領域の分割スケール（東、西、高度）、数値計算する上での入力条件を教えほしい。（地表付近、特に起伏の大きい場所での分割スケールは細かい？）

**【事業者の回答】**  
 速の空間分布等は上に記載のとおり。  
 計算範囲については、約10キロ四方の範囲を50メートルメッシュで分割して、計算を実施。

- (3) 局所的な風速は時々刻々変化し、最小でいえば数分の時間スケールから変化しますが、これを、どのようにモデル化しているのか？

**【事業者の回答】**  
 予測に用いた風速は、風速の観測結果の1時間値を用いており、観測手法は、地上気象観測指針に基づいて、毎正時前の10分間の平均値としている。

- (4) 煙突の有効高は300m程度ということで、この高さから汚染物質が排出されるモデル計算で、一般的に使用されている計算方法のようである。短期予測結果では500m付近で濃度が大きくなるという結果が出ており、複雑な起伏のある地形の影響を受けていることが表れている。

南風を受ける場合、山の背後のよどみや吹き下ろし、非定常的な流れや局所的な乱れが生じていると思われるが、これらの影響を拡散式でどのように反映されるのか？

**【事業者の回答】**

ごみ焼却施設の環境アセスメントマニュアルに、複雑地形の定義がある。煙突実態高を上回る高度の地形的特徴を持つ地域、と複雑の地形が定義されており、周辺に計画地よりも高い地形があり、それらの頂上部を予測する場合は該当する。これによると、今回の計画地は丘陵地の上であり、周辺よりもむしろ高い地形となっている。以上のことから、地形による影響の予測を加味していない。

- (5) 汚染物質の濃度、つまり拡散計算の初期値は焼却状態によって異なると思う。焼却するごみの量と空気量の比や、炉内の局所的な高温、低温領域の分布状態に左右されると思うが、想定されている焼却施設ではどのような特性を持っているのか？

**【事業者の回答】**

御指摘のとおり排ガス濃度は変動する。しかし、予測では、計画目標値を前提に行っており、これ以上の濃度は出さないという約束した数字で、実際はこれ以下の値で管理していく。従って、これを超えることはないと考えている。



## 事務局からの確認事項

## 処理方式及び諸元について

前回の回答では、メーカーが特定されるとのことで処理方式はまだ決められないとのことであったが、その後の状況はどうか。また、煙突排ガス処理技術の予測の前提となる諸元や排ガス処理技術は、メーカーアンケートから設定したようだが、どのような内容のアンケートで行い、その結果、最終的な施設諸元との確認はどうするのか。

## 【回答の概要】

まず、処理方式に関する現在の状況は、メーカー発注する際にいろんな発注方式がある。能力発注だけをして処理方式を決めない方式、それからある一定の処理方式を1つ選んで進めていく方式、または2つだけを限定して入札をかけるということがある。今後、入札形態を決める中において、あわせて決めていくということになっていくと思う。今は発注方式を足したような方式なので、これとの関係で今後これらも含めて処理方式は決めていくつもり。

それとアンケートは、ごみ質調査(ピットからゴミを取り出し50以上に分別し直す)を行っている。平成24年度も行っているが、それまでのごみ調査の結果に基づいて、各メーカーにこういうごみを燃やすかどうか、ということで、最初にメーカー側の方に提案をしていただいている。

排ガスの件は、ばいじん等は、ろ過集じん機、それから塩化水素等の除去は消石灰等の噴霧の排ガスの除去設備、それから窒素酸化物は触媒設備で排ガスの値を低減化するというのが、ごみ焼却施設の一般的な排ガス対策。これ以上に厳しい基準ということになると、またそれはそれで別な設備を設置していくということになるんですけども、今申し上げた基本的な排ガス設備を基準にして、メーカー側のアンケートを聞いている。先ほどごみ質の話をしたが、何を燃やすか、どういう燃やし方をするかによって、こちらの設備も若干の違いが出てくる。

## 工業団地の関連性について

前回の回答では、「準備書段階では、工業団地における計画が明らかになっていないため、現状を予測評価するための十分なデータが工業団地側から公表されていない。そのため、準備書では、予測評価はできなかった」、とのことであったが、現在の把握状況はどうか。

## 【回答の概要】

工業団地のデータが公表されていないというのは、やっぱり工業団地側の方で環境に及ぼす影響で一番大きいのはどんな企業が来るのかという点。造成設計である程度予測ができるものは当然されるが、どういう企業が来るのかということが環境面の大きな影響になるので、やはりこれらのデータはなく予測は不可能で、それからもう一つは、この私の方の施設については条例適用になりますけども、工業団地については条例の適用外だと。ただ隣接するので、私の方の調べたデータは全て工業団地側に出して、工業団地側の施工者の方でそれらのことを考えていただきたいと思う。

## 予測評価の考え方

直近民家など環境保全に関して特に配慮を要する施設に対する予測評価はどう考えるか。

【回答の概要】

排ガス予測とか騒音、それから振動予測、それから悪臭予測、これらについては対象事業実施区域の、これは北東側に直近の民家があるが、これらの地点も含んで予測評価をしている。ただ、先ほどおっしゃったポイントでの予測評価は行っていない。

白煙防止装置の有無

熱エネルギー発電の効率性は、白煙防止装置の有無によって変わるが、設置の有無はどうか？

【回答の概要】

3.11の東日本大震災以来、国を挙げて再生可能エネルギー、太陽光、それから風力、水力、いろいろな形で自然エネルギーを使って電力確保をしていかなければいけないというのが日本国内の最大の課題であるということは認識している。

その中で、ごみ焼却施設の発電も非常に注目されており、24時間稼働しているので、電力供給は非常に安定的に供給される施設ということになると思う。そういう面では、発電効率を求められており国等の交付金も高効率発電システムをとれば、2分の1交付金というような政策もとっておられることも十分認識している。

ただ、住民の皆さんのイメージ、感情、思いというのも、またこれも一方で非常に大切なことで、白い煙が見えるというのはやはり、これは煙というよりも実は蒸気なんだが、そのイメージがよくないというのも認識している。

今、現在まだはっきりとは決めてはないが、白煙防止をやめるとするのは難しいのかなという思い。ただ、最終的にはまだ結論を出している状況ではない。

排ガス施設の稼働について

施設の構造は3炉とあるが、それぞれが独立して稼働及び排ガス処理がなされるのか。

【回答の概要】

施設稼働の3炉は、排ガスもそれぞれ炉ごとに排出をする。ですから、炉が3炉あれば排ガス設備も3施設あるということ。運用ですが、基本的には原則2炉稼働が原則にしている。1炉を修繕等でメンテナンスをして、1カ月から最大3カ月間は炉を休ませて、その間、2炉を稼働して、順次、繰り返しながらメンテを繰り返して稼働になると思います。当然、ごみ量が多くなれば3炉燃やすこともあるが、そういう形で1炉をメンテナンスしながら稼働をしていく。

排水処理について（2 - 18、7 - 187、188）

排水処理（プラント系排水、生活排水、降水等）の過程についてより、わかりやすく説明してほしい。

【回答の概要】

排水処理については、プラント系施設から出てくる排水。それから、トイレ等、お風呂等の生活排水。それから、敷地内に降る雨水等の排水ということになると思う。

プラント系排水、これは再利用できるものは施設内で、炉の噴霧とかそういうものに再利用させていただいて、どうしても排水しなければならないものについては、施設内の除害施設で処理して、それを通して集

落排水施設へ投入をしていくと、生活排水につきましても、集落排水施設へ投入をしていくということでございまして、現在の計画では倉田、馬場地域にある集落排水施設に投入し、そこで適切に水処理をされて、河川に放流をされていくということになるかと考えている。

また、敷地内に降りました雨水は、側溝等で集水し、下流に造る調整池へ放流していく計画。

#### 悪臭について(7 - 158)

予測条件で用いた類似施設及びその選定理由を明らかにしてもらいたい。

##### 【回答の概要】

悪臭の類似施設とその選定理由については、代表的な能力が同等以上の焼却施設において、公表されている最新年度の排出源の測定データに基づいております。排出機能測定データとは臭気濃度でこれが高くて1,500とかそれぐらいの程度ですので、安全側の観点から予測については臭気濃度2,000を排出諸元として設定している。

#### ごみピットの構造について

地下のごみピットについて具体的な設計の時期とその堅牢性や構造のチェックはどのように行うのか。

##### 【回答の概要】

地下ピットの構造は、これからの実施設計ということになり、具体的には数値がこれから決めていく。参考値として今、同じ270トン規模で稼働している鳥取市の神谷清掃工場のピットの値を公表させていただく。多分、これと同じような形になるんじゃないかと思う。

神谷の高さが13メートルぐらいの深さになっており、容量が3,240立米ということで、大体3日以上のごみがあるまま一時的に確保できる容量。もし工場等が何らかの理由があって停止をした場合、そのごみをどこに持っていく？ということになると、ピット内で少なくとも3日はその場で溜めて、その間に修繕等のことをやっていくことになる。

漏えいの問題だが、神谷清掃工場の一番底の定盤のコンクリートの厚みでございまして、薄いところで1.5m、厚いところで大体2mぐらいの厚さなので、ピットからの漏えいというのは考えられない。

#### 緊急時の対応について

準備書には、事故対応マニュアルを策定するとあるが、実際に緊急事態が起きた場合、電源等の喪失も考えられ、それにより汚染物質の拡散等が懸念されるが、緊急時の対応についてどういったことを行うか明らかにしてほしい。

##### 【回答の概要】

現在、緊急対応は、3.11の東日本の大震災以来、原発の方もそうだが、可燃物ごみ焼却施設の方も今いろいろとマニュアル等の変更等を国で検討されている。

その中で、こういう施設は当然、今でも自家発電の設備を持ってあるわけだが、自家発電の能力を高めることを今、国等においても検討されているので、実施設計ではそれらのことも検討をすべきだろう。

それから、特に自家発電については通常、自家発電という何か緊急時に対応して発電をするが、今現在、

国の方で検討されているのは、自家発を日常的に使うことで、電力の起伏の一番激しいとこの上の部分です。これを少なくすることで、電力の使用契約が少なくてもまわせることが可能になる。

国の方は、緊急時じゃなしに自家発を定時的に使うこともシステムの中に検討してくださいというようなことを検討している。実施設計の段階では、それらの国の検討についても十分考慮しながら実施設計をしていきたいと思っている。

それから、3.11もそうでしたけども、このごみ焼却施設は自動停止になる。原発と比べて、一たん止めてしまえば火が消えるので、緊急時についてはそれで対応ができる。

#### 環境保全目標値の考え方について（各項目）

それぞれの評価項目における目標値の根拠となる考え方を明らかにしてもらいたい。

#### 【回答の概要】

目標値の根拠となる考え方を明らかにということですが、鳥取県の環境影響評価技術指針では、この目標値の設定については、環境基準値等が定められている場合は、これら環境基準値を用いることとされている。環境基準値等がない項目については、例えば騒音、振動であれば騒音・振動規制法に基づく規制基準値なり、それがない場合は悪臭にも記載のとおり、本事業の計画目標値を設定するなど、これらに準ずる値を設定することになっている。

個別事項に関する知事意見素案

直近民家など環境保全に関して特に配慮を要する施設に対する予測評価について

大気質の予測計算式の選択における地形の地域特性の配慮について

施設稼働に伴う騒音予測を踏まえた深夜騒音対策について

大気質の拡散予測結果を踏まえた土壌の状況調査地点の設定について

カスミサンショウウオやホンゴウソウ等の動植物に係る環境保全措置及び事後調査の手法等について

寄与率を用いた予測評価について

方法書の内容を変更した事項の明確化について

環境保全措置の考え方について【保留】

環境影響の総合的な評価における複合影響の記載について